

住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅等の修繕、補修、増築（床面積10㎡以内）工事等のリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算300万円の範囲内で、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する人で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする人は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしなかったものであること。
- 本人及び同一世帯員が、村税を滞納していない人であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅又は併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、令和3年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済み及び工事完了済み物件は対象外）
補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類等

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱及び佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書等必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。